

## 千葉県感震ブレーカー等（簡易タイプ）販売店登録制度実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、感震ブレーカー等（簡易タイプ）の販売を行う店舗等（以下「販売店」という。）を千葉県消防局に登録し、市民に公表することにより、市内における感震ブレーカー等（簡易タイプ）の設置について、円滑な普及の促進を図ることを目的とする。

### （登録要件）

第2条 この要綱において、登録の対象となる販売店は、次の各号に掲げる登録要件に該当するものとする。

- （1）一般財団法人日本消防設備安全センターが推奨している感震ブレーカー等（簡易タイプ）を販売していること。
- （2）販売店の所在地が千葉市内にあること。
- （3）千葉県暴力団排除条例第9条の暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者に該当していないこと。

### （登録申請）

第3条 販売店の登録を希望する者は、感震ブレーカー等（簡易タイプ）販売店登録（変更・廃止）申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）により、千葉県消防局長（以下「消防局長」という。）に申請しなければならない。

### （登録簿等）

第4条 消防局長は、前条の規定による申請を受理し、第2条に定める登録要件に該当することを認めた場合は、申請書に記載される、販売店の名称、所在地、連絡先及び取り扱う商品等の情報を感震ブレーカー等（簡易タイプ）販売店登録簿（様式第2号）（以下「登録簿」という。）に登録する。

2 消防局長は、前項の規定による登録をした場合は、申請者に感震ブレーカー等（簡易タイプ）販売登録証（様式第3号）（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

3 第1項の規定による登録を受けた販売店（以下「登録店」という。）は、登録証を販売店の店頭等に表示することができる。

4 消防局長は、第2条に定める登録要件に該当すると認められない場合は、申請者に感震ブレーカー（簡易タイプ）販売店不登録通知書（様式第4号）を交付するものとする。

### （登録店の責務）

第5条 登録店は、法令等を遵守し、感震ブレーカー（簡易タイプ）の販売の事業を誠実に行い、感震ブレーカー等（簡易タイプ）の販売により普及促進に協力するものとする。

### （登録の変更及び廃止の届出）

第6条 登録店は、登録に係る事項について変更があったとき、又は登録を廃

止したときは、遅滞なく、その旨を感震ブレーカー等（簡易タイプ）販売店登録変更（廃止）届出書（様式第5号）（以下「届出書」という。）により消防局長に届け出なければならない。

（登録簿の公表）

第7条 消防局長は、登録簿を千葉市消防局ホームページに公表するものとする。

2 感震ブレーカー等の普及の場において、登録簿の掲示・配布等を行うことができるものとする。

（登録の取消）

第8条 消防局長は、登録店が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すものとする。

（1）登録内容に偽り又は不正があったと判明したとき。

（2）第2条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

（3）感震ブレーカー等（簡易タイプ）を販売する際に、社会通念上明らかに不正と思われる行為を行ったと消防局長が認めたとき。

（4）登録証の内容を消防局長への届出なく、改ざんしたとき。

（5）登録店から廃止の旨の届出書を受理したとき。

2 消防局長は、前項の規定により登録の取り消しをした場合は、感震ブレーカー等（簡易タイプ）販売店登録取消通知書（様式第6号）を登録店に通知するとともに、登録簿から削除するものとする。

3 登録店は、前項の通知を受けた際には、速やかに登録証の表示を取り外し破棄しなければならない。

（登録制度の終了）

第9条 消防局長は、本要綱の事業を終了する際は、登録店に、その旨を予め通知するものとする。

2 登録店は、前項の通知を受けた際には、指定された日までに登録証の表示を取り外さなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年12月18日から施行する。

感震ブレーカー等（簡易タイプ）販売店  
登録申請書

（あて先）千葉県消防局長

当販売店は、千葉県感震ブレーカー等（簡易タイプ）販売店登録制度実施要綱第2条の要件を満たしており、販売店の登録を申請します。

販売店名称	
所在地	
代表者役職・氏名	
担当者職・氏名	
連絡先（電話・メールアドレス） （申請内容問合せ用）	
連絡先 （登録簿掲載用）	電話：
	FAX：
	メールアドレス又はURL：
販売方法	<input type="checkbox"/> 店頭販売 <input type="checkbox"/> 通信販売 <input type="checkbox"/> その他（ ）
販売している感震ブレーカー等（簡易タイプ）商品名	
販売に伴うサービス等	<input type="checkbox"/> 取付け（無償・有償） <input type="checkbox"/> 宅配（無償・有償） <input type="checkbox"/> その他 （ ）
備考	

- 1 太枠内の記載内容を登録簿に掲載します。登録簿は千葉県消防局ホームページ等に公表します。
- 2 販売している感震ブレーカー等（簡易タイプ）は（一財）日本消防設備安全センターが推奨している機器に限ります。  
※記載された事項は、本事業の目的以外には使用しません。

様式第2号（第4条関係）

感震ブレーカー等（簡易タイプ）販売店登録簿

登録番号 年月日	販売店名称	所在地	連絡先 (電話番号等)	販売方法	販売している感震ブレーカー 等（簡易タイプ）	サービス等	備考
第号 ・							
第号 ・							
第号 ・							
第号 ・							
第号 ・							
第号 ・							
第号 ・							
第号 ・							
第号 ・							
第号 ・							

※千葉市消防局として、上記リストからの購入を義務付けるものではありません。

※購入に関する契約について、千葉市消防局は関与しません。

千葉市感震ブレーカー等（簡易タイプ）

登 録 店

（ 店 舗 名 ）

第 号 年 月 日登録

千葉市消防局長



様式第4号（第3条関係）

第 号

申請者  
住 所  
氏 名

感震ブレーカー等（簡易タイプ）販売店不登録通知書

年 月 日付で申請のあった感震ブレーカー等（簡易タイプ）販売店登録については、下記の理由により不登録とします。

年 月 日

千葉市消防局長

記

理 由

感震ブレーカー等（簡易タイプ）販売店  
登録変更（廃止）届出書

（あて先）千葉市消防局長

当販売店は、千葉市感震ブレーカー等（簡易タイプ）販売店登録制度実施要綱第6条に基づき、登録の変更（廃止）を届け出ます。

販売店名称※	
所在地※	
代表者役職・氏名※	
担当者職・氏名※	
連絡先（電話・メールアドレス） （申請内容問合せ用）	
連絡先 （登録簿掲載用）	電話：
	FAX：
	メールアドレス又はURL：
販売方法	<input type="checkbox"/> 店頭販売 <input type="checkbox"/> 通信販売 <input type="checkbox"/> その他（ ）
販売している感震ブレーカー等（簡易タイプ） 商品名	
販売に伴うサービス等	<input type="checkbox"/> 取付け（無償・有償） <input type="checkbox"/> 宅配（無償・有償） <input type="checkbox"/> その他 （ ）
備考	

- 1 太枠内の記載内容を登録簿に掲載します。登録簿は千葉市消防局ホームページ等に公表します。「廃止」の場合は登録簿から削除します。
- 2 販売している感震ブレーカー等（簡易タイプ）は（一財）日本消防設備安全センターが推奨している機器に限ります。
- 3 「変更」の場合は、※印欄及び変更箇所を記載してください。
- 4 「廃止」の場合は、※印欄を記載してください。  
※記載された事項は、本事業の目的以外には使用しません。

様式第 6 号（第 8 条関係）

第 号

登録者

住 所

氏 名

感震ブレーカー等（簡易タイプ）販売店登録取消通知書

感震ブレーカー等（簡易タイプ）販売店登録については、下記の理由によりこれを取り消す。

年 月 日

千葉市消防局長

記

理 由